

農地等の利用の最適化の推進に関する指針

令和5年7月19日
茅ヶ崎市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下、「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」、すなわち「遊休農地の発生防止・解消、担い手への集積・集約化、新規参入の促進」が新たな必須業務として、明確に位置づけられた。

茅ヶ崎市は、気候に恵まれ、様々な作物を栽培できる環境にあり、施設ではトマト、露地ではハウレンソウやコマツナを中心とした葉物の生産や少量多品目栽培を行っている農家が多く、また販路も市場や農業協同組合のみならず、軒先販売等による直売も行われており、消費者と近接している都市型農業となっている。そのほかにも花卉・果樹・畜産といった分野も少数精鋭で営まれ、6次産業化の取り組みも行われており、今後、「道の駅」の開設も予定されていることから、本市農業の発展の絶好の機会と捉えている。

その一方で、農業者の高齢化、後継者不足、遊休農地の増加など、課題が山積していることから、担い手への農地集積・集約化が進まない状況であり、担い手の育成・確保や新規参入の促進に努め、利用権設定や農地中間管理事業を活用した集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

このようなことを踏まえ、地域の強みを活かしながら、活力ある農業を築くため、法第7条第1項の規定に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、茅ヶ崎市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する神奈川県の実業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する茅ヶ崎市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、

農業委員及び推進委員の改選期である３年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和４年２月２日付け３経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和４年２月25日付け３経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第２ 具体的な目標、推進方法及び評価方法

１．遊休農地の発生防止・解消について

（１）遊休農地の解消目標

現状と目標	管内の農地面積 【遊休農地を含む】（A）	遊休農地面積 （B）	遊休農地の割合 （B／A）
令和５年３月（現状）	325.40ha	23.88ha	7.33%
令和１０年３月（目標）	323.23ha	24.01ha	7.42%
令和１５年３月（目標）	320.73ha	24.01ha	7.48%

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第３０条第１項の規定による農地の利用状況調査により把握する同法第３２条第１項第１号の遊休農地の合計面積

（２）遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員及び推進委員が地区担当制により、農地法（昭和27年法律第229号）第３０条第１項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第３２条第１項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。

調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。また、市広報紙、ホームページ及び生産組合への回覧等により調査の主旨を周知し、農業者に協力を呼びかける。

なお、従来から行われていた農地パトロールにおいて、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、日常的に実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第３４条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

②農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農業者の意向を踏まえた農地中間管理機構

への貸付け手続きを行う。

※ 農地中間管理機構とは、農地の中間的受け皿として、所有者から農地を借り入れ、担い手へ農地の貸し付け等を行う公的機関。

③非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

現状と目標	管内の農地面積 【耕地面積のみ】(A)	農地利用集積面積 (B)	集積率 (B/A)
令和 5 年 3 月(現状)	314ha	67.38ha	21.45%
令和 10 年 3 月(目標)	311.5ha	80.1ha	25.71%
令和 15 年 3 月(目標)	309ha	92.7ha	30.0%

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積

※ 担い手とは、認定農業者、認定就農者及び基本構想水準到達者等、農業委員会等に関する法律施行規則第 10 条で定める者とする。

参考：担い手の育成・確保

現状と目標	担 い 手		
	認定農業者		認定 就農者
	個 人	法 人	
令和 5 年 3 月(現状)	34 経営体	3 経営体	7 経営体
令和 10 年 3 月(目標)	39 経営体	5 経営体	12 経営体
令和 15 年 3 月(目標)	44 経営体	7 経営体	17 経営体

※ 「担い手の育成・確保」の数値は、農業委員会の区域内の農家数等を確認し、それらを基に「担い手への農地利用集積目標」を定めるための参考値である。また、上記の参考値は、「地域計画」等の見直しに当たっても活用する。

- ※ 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、市長から農業経営改善計画の認定を受けた者。
- ※ 認定就農者とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、市長から青年等就農計画の認定を受けた者。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

②農地中間管理機構等との連携について

農地中間管理機構、農業協同組合、市農業水産課等と連携し、
(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地
(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地
(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③農地の利用調整と利用権設定等について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、守るべき農地を明確化し、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)に基づく利用権の再設定を推進する。

また、集積・集約化が困難な小規模農地については、市農業水産課と連携して隣接農地で経営を行っている担い手などへの利用権設定を図る等、実情に応じた取り組みを推進する。

④農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続きを経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

現状と目標	新規参入者数 (新規参入者取得面積)
令和 5 年 3 月(現状)	30 経営体(12.5ha)
令和 10 年 3 月(目標)	45 経営体(17ha)
令和 15 年 3 月(目標)	60 経営体(24.5ha)

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携について

県、市農業水産課等の関係機関と連携し、管内の農地の借入れ意向のある参入希望者（法人を含む。）を把握し、新規参入相談や農地のあっせんにも努めるなど積極的な支援を行う。

②新規就農フェア等への参加について

市農業水産課、農協等と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③企業参入の推進について

担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

④農業委員会のフォローアップ活動について

若年層等の新規参入の促進を図るため、新規参入者からの相談に応じ、農業委員及び推進委員が農地をあっせんするなど、地域で円滑に就農できるようにアドバイスするとともに、参入後の定着を図るため、継続的な支援を実施する。支援の具体的な内容としては、農業委員や推進委員による、は場確認や面談会の実施など。

また、近隣三市一町（藤沢市、鎌倉市、寒川町、茅ヶ崎市）の農業委員会で構成する湘南地区農業委員会連合会で編集・発行する農業だより「ふれあい」を通じて、地元農業の魅力を発信するとともに、新規参入者を紹介する。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務

の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

茅ヶ崎市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、茅ヶ崎市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用への働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力